

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

| | |
|---|---|
| 会 議 名 | 平成19年度第2回 特別職報酬等審議会 |
| 開 催 日 時 | 平成19年10月31日（水）午後3時30分～午後5時 |
| 開 催 場 所 | 301会議室 |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者 | 出席者：原田会長、長井会長職務代理者、伊藤委員、菊池委員、栗原委員 小林委員、高山委員、比留間委員、松田委員、峰岸委員 欠席者：無し 事務局：加園総務部長、宮崎職員課長、山田主査 |
| 議 題 | 議題1 会議の公開・非公開について 追加議題 会議公開運営要領の制定について 議題2 諮問事項の検討について 議題3 次回会議日程について 議題4 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残さ れた問題点、保留事項 等を記載する。) | 議題1について： 公開とする。 追加議題について： 原案どおり可決する。 議題2について： 継続審議とする。 議題3について： 日時 平成19年11月13日（火）午前10時 場所 市役所301会議室 議題4について： 無し |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則と して発言順に記載し、 同一内容は一つにまと める。) | 【報告事項1 第1回武蔵村山市特別職報酬等審議会会議結果について】 ● 議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指定については、会長に原田拓夫委員、会長職務代理者に長井孝雄委員が決定した。 ● 市長から武蔵村山市議会議員の報酬の額について及び武蔵村山市長、副市長及び教育長の給料の額について諮問があった。 ● 事務局から次の6件の報告事項があった。 1 武蔵村山市特別職報酬等審議会委員について 2 武蔵村山市特別職報酬等審議会条例について 3 特別職の設置の根拠及び権限等について 4 特別職の報酬及び給料関係条例について |

○委員

●事務局

5 特別職の報酬及び給料の決定指針について

6 特別職の報酬及び給料の改定状況について

- 議題2会議日程については、次のとおり決定した。

第2回 平成19年10月31日(水)午後3時30分

第3回 平成19年11月13日(火)午前10時

第4回 平成19年11月21日(水)午後3時30分

第5回 議会の日程が決定後調整する。

- 議題3諮問事項の検討については、継続審議となった。
- 議題4その他については、委員から2点の資料要求があった。

【報告事項2 第1回武蔵村山市特別職報酬等審議会会議録について】

- 第1回武蔵村山市特別職報酬等審議会の会議録について報告する。
- 会議録については、所定の様式に基づいたものである。

【議題1 会議の公開・非公開について】

- 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針(平成19年6月11日市長決裁)及び武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成18年10月11日市長決裁)により、附属機関の会議及び会議録については、原則として公開すると定められている。
- 会議の開催情報を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要をホームページに掲載する。
- 会議についても原則公開とするのか。
- 原則として公開となっている。
- 会議録には、個人名が掲載されるのか。
- 第4号様式の会議録のとおり、個人名は記載されず、内容についても要約して掲載させていただく。

<特別職報酬等審議会については、公開と決定する。>

【追加議題 会議公開運営要領の制定について】

- 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第8条第2項の規定に基づき定めるものである。

<原案のとおり決する。>

【議題3 諮問事項の検討について】

- 前回の会議において、委員から要求のあった各市の政務調査費の状況についてお示しする。本市は23位である。
- 前回の会議において、委員から要求のあった一部事務組合の報酬一覧についてお示しする。本市の議員及び市長が各一部事務組合の議員、管理者等になっている場合は、それぞれの一部事務組合からも報酬が支払われている。
- 前回の会議において、委員から要求のあった平成11年度の武蔵村山市特別職報酬等審議会の答申についてお示しする。答申では、市議会議員、市長、助役、教育長等の報酬については小幅な引き上げを行うとされた。しかし、社会情勢の大きな変化により答申どおりの実施をせず、当分の間、実施を見送るとの市長決定がされた。
- 前回の会議において、委員から要求のあった従業者数別民間企業の給与月額についてお示しする。全国における従業員数50人以上の民間企業の部長職の平均給与額は677,729円、東京都における従業員数50人以上の民間企業の部長職の平均給与額は700,604円、本市職員のうち部長の平均給与額は640,137円である。
- 本市の財政状況等についてである。市税収入は、最も多い平成9年が11,886,425千円、昨年度が9,248,841千円となっており、2,637,584千円減額となっている。平成19年度は、住民税が三位一体の改革による10%フラット化の影響で、伸びてきていると聞いている。

財政調整基金及び公共施設建設基金の状況については、平成8年度を100とした場合、平成18年度は64.5となっており、35.5%下がっている。特に平成16年度からは三位一体の改革の影響で地方交付税等が下がったため、基金を取り崩す額が増加している。

人件費の状況については、平成8年度を100とした場合、平成18年度は92.6となっており、7.4%下がっている。また、職員給については19.3%下がっている。

決算収支の状況であるが、平成18年度の財政力指数は0.826であり、

これが1になると交付税不交付団体になる。

公債比率は、6.1%であり、これは全国的に見ても良い数値である。

平成18年度の各市の普通会計1人当たりの額を比較すると、本市は26市中歳入決算額及び歳出決算額は11位、市税は22位、個人市民税は26位、法人市民税は20位、人件費は12位、扶助費（生活保護費、児童手当等の費用）は1位、公債費は25位となっている。義務的経費は3位、投資的経費は25位、地方債現在高は22位、積立金現在高は7位、財政力指数は23位、経常収支比率は21位、公債費比率は4位、実質公債費比率は2位、市税収納率は21位となっている。

- 平成19年10月12日に東京都人事委員会の勧告が示されている。この勧告は、東京都人事委員会が、毎年、民間企業の従業員給与を調査し、東京都の職員給与との格差分を是正するよう行われるものである。本年度の公民格差は、△309円で、△0.07%の是正をするよう勧告されている。また、特別給（賞与）については、民間企業のほうが0.05月高いため、その分引き上げるように勧告している。本市の職員の給与についても、例年この勧告に基づいて改定しているが、本年度の改定についても現在職員団体と交渉中である。ただし、地域手当については、都の基準と市の基準が異なるため、その対応についても職員団体と交渉中である。
- 平成11年度の特別職報酬等審議会の答申は、当時の市長の決定で実施が見送られている。本年度もこのようなことがあるのか。
- 市長は、特別職の報酬等に関する条例を議会に提出しようとするときは、本審議会の意見を聞くものとされている。平成11年度については当時の市長の判断で、答申どおりの実施が見送られたが、基本的には、本審議会の答申は尊重されるものであるが、最終決定は市長である。
- 議員は名誉職と考えている人がいるが、現在の議員は片手間に議員活動をするのは大変厳しくなっている。せめて、市の部長職並みの給料がでないとなかなか議員活動できないと考える。各市の報酬等の額を比べると同じような額であるが、別に同じにする必要はない。その市の方針で大きく上げても良いと思う。議員は退職金もない訳であるが、議員は名誉職であるという考えが、まだ多摩の地域にはあるのか。
- 議員の場合は給料ではなく報酬という考えである。

○ 議員が名誉職であるという時代は終わったと考えている。この金額では、一般的に、自分の仕事を辞めて議員になろうとする人はいなくなると思う。現に、先の市議会議員選挙は立候補者が定数しかいなかった。私はこの状態を大変心配している。

議員としての仕事は、専門的に取り組まないと務まらない時代になっている。議員の任期は4年であり、4年に1回選挙があることを考えると、多摩地域でこの議員に対する状況を打破していくべきである。

○ 議員の定数を減らして、それを財源に報酬額を上げてはどうか。これによって議員の職が見直され、若い有能な人が出てくる土壌ができる。26市中、個人市民税は最下位、扶助費は1位という本市の状況も考慮しなければならない。議員定数を減らし、少数精鋭の専門的な議員として市民のために活躍してくれれば、部長以上の額を支払っても、市民に理解していただけたらと思う。

○ 市長は、どこに行くのでも交際費が出るが、議員はそれがない。さらに、議員は議員としての職責を果たすために常に調査・研究をしなければならず、その調査費用もかかる。このような状況について、各市から何か意見が出ていないか。

● 他市の管理職等と会った時などに、議員のみを職業としている方は生活が大変であるという話は出ている。

○ 政務調査費については、審議事項でないということは承知しているが、やはり政務調査費の額が少ないと思う。この10,000円では、生活費を削って調査費に当てることになる。

政治家は世の中のことを勉強し、世の移ろいを役所に教え、法律を改正する責任がある。しかし、この政務調査費の金額では、満足に本も買えないし、勉強もできない。このような状況にしておくことは良くない。議員活動に十分なお金を与え、もっと勉強をさせ、専門家としての議員になっていただくことが必要である。副業的な議員では世の移ろいが分からなくなるので、もっと専門的になって活躍してほしい。

○ 議員の報酬を上げることは簡単なことではないので、上げるからには真剣にがんばってほしい。

ただし、上げるには財政的根拠が必要であると思う。前回の答申が出た

平成11年と平成18年を比べると、税収がかなり悪いので、これについても考慮する必要がある。

企業では役員が多いと、まとまるものも、まとまらなくなる。単純に議員も同じとは言えないのかもしれないが、定数を削減し、少数精鋭にすることで、スムーズな議会運営になるのではないか。定数を削減し、その分報酬を上げれば、市民の目もあるので、議員も認識を改め、もっとがんばるのではないか。

○ 前回の資料の地方公務員関係法令実務事典の抜粋によると、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せずに決められるとなっており、簡単に報酬額等を上げられないのではないか。

● 一般の公務員は、職務の困難さや責任の度合いに応じて給料が支払われているが、その半面において、生活給としての要素がある。公務員には民間企業と違って争議権等が与えられていない。そのため、法律上、情勢適応の原則という原則があり、給与額を民間の賃金水準に合わせることとなっている。先ほど説明した人事委員会の勧告は、この情勢適応の原則に基づくものである。

一方、議員は報酬ということで、その職務に対して支払われるだけであり、生活給としての要素はないとされている。

例えば、一般の公務員は、経験年数が上がると、職務の困難さや責任の度合いが上がるため、給料も上がっていくが、議員はその職務に対して支払われるものであるため、1期目の議員も4期目の議員も同じ報酬額となっている。

法律的には、このような考え方である。

○ 現在の社会を見ると、正規社員でない人も多く、議員の報酬額より低い給料の人はたくさんいる。それでも、きちんと税金を納めている。そういう人たちにも納得していただけるようなものにしなければならない。

20年前、議員の妻がパート就労をして、夫の議員活動を支えていた方を知っているが、この20年間で、議員を専従職としてされている議員が多くなったと感じている。その分議員も、一生懸命に活動をし、その活動に値する報酬を認めてあげられたら良いと思う。

○ 議員になって、今までの仕事を辞めた方を知っている。その際、議員の

| | |
|--|--|
| | <p>報酬だけでは生活していけないのではと心配した。議員であっても現実問題として生活がかかっていることは事実であり、この問題は難しい問題である。</p> <p>○ 報酬は生活費として支給し、別に政務調査費として十分な支給ができれば、議員もより積極的に活動をするようになるのではないかと。</p> <p>● 政務調査費については、本審議会の審議事項ではなく、別の条例によって定められるものであるため、御理解いただきたい。例えば、本審議会において報酬額を上げない代わりに、政務調査費の見直しについて付帯意見として掲載したとしても、それが政務調査費の見直しに直接的につながるものではない。</p> <p><引き続き、次回継続審議とする。></p> <p>【議題3 次回会議日程について】</p> <p><次回会議日程は、次のとおり決定する。></p> <p>日 時 平成19年11月13日（火）10時から</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>【議題4 その他】</p> <p>● 次回の会議資料を11月9日（金）にお届けするので、お願いしたい。</p> |
|--|--|

| | |
|-------------------------|--|
| <p>会議の公開・ 非公開の別</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>公開 <input type="checkbox"/>一部公開 <input type="checkbox"/>非公開 ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>傍聴者： <u> 0 </u> 人</p> <p>()</p> |
|-------------------------|--|

| | |
|--------------------------|---|
| <p>会議録の開示・ 非開示の別</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>開示 <input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等：)</p> |
|--------------------------|---|

| | |
|--------------|------------------------|
| <p>庶務担当課</p> | <p>総務部 職員課（内線：342）</p> |
|--------------|------------------------|

（日本工業規格A列4番）